

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年12月15日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり） ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）
ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

以下、上記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「ベビーファンド」または「ニッセイＳＤＧｓインカムファンド」ということがあります。また、ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）を「為替ヘッジあり」、ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）を「為替ヘッジなし」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2023年12月16日から2024年6月14日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00 ~ 17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00 ~ 17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

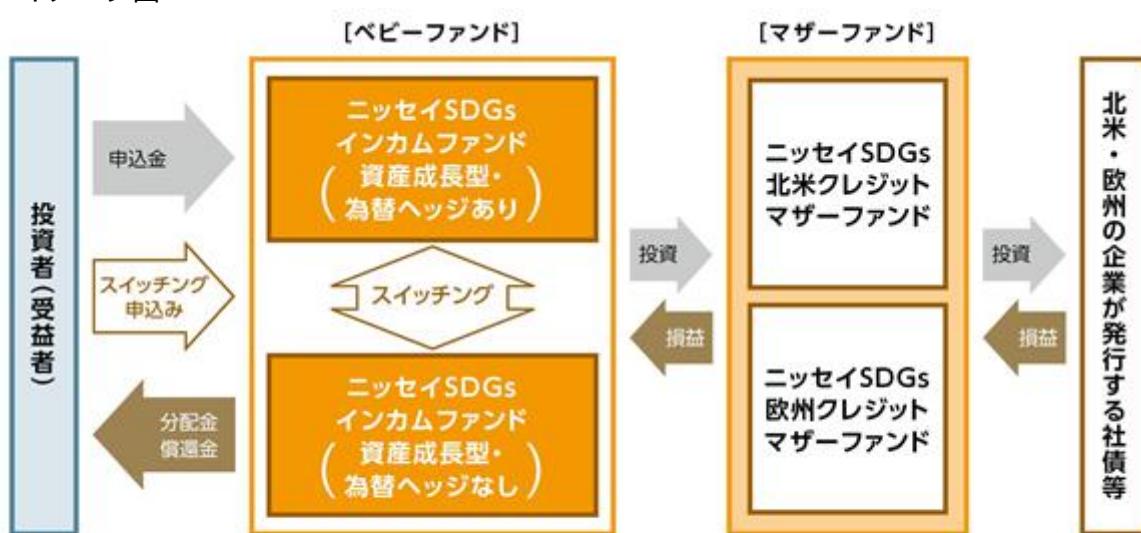
ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



・「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチングが可能です。

・販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの特色

① 主に北米・欧州の企業が発行する社債に投資します。

- 原則として、取得時においてBBB格相当以上の格付を得ている社債(劣後債等を含む)に投資します。
- ・劣後債とは、発行体が経営破綻した場合等に普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のことをいいます。

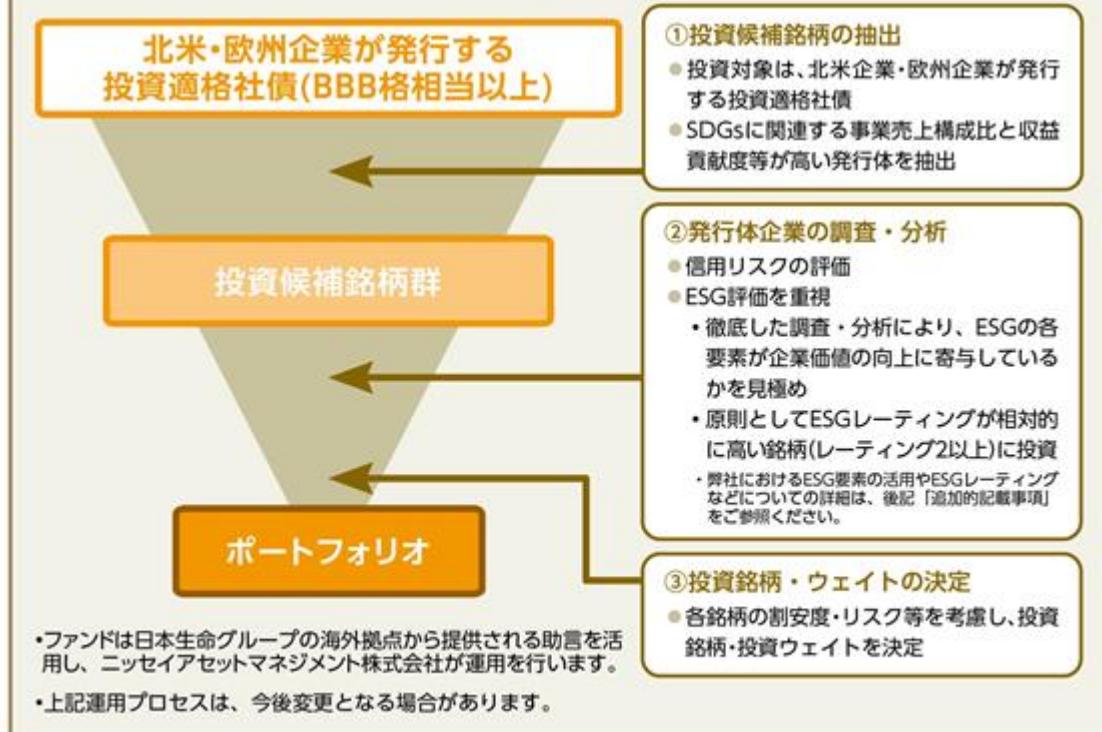
② SDGs達成に関連した事業を展開する企業が発行する社債のなかから投資銘柄を選定します。

- 銘柄選定にあたっては、ESG*の観点を重視し、発行体企業についての徹底した調査・分析を行います。
- *Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったもの

「SDGs(エスティージーズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」とは

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年を期限とする国際目標です。経済・社会・環境の調和のとれた持続的な発展をめざし、包括的な17の目標が設けられています。

運用プロセスイメージ



③ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドから選択いただけます。

- 「為替ヘッジあり」は、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
- 「為替ヘッジなし」は、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。

・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

④ 年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

●毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

■ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

ニッセイアセットマネジメント株式会社における「ESGファンド」について

ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「弊社」といいます)は、ファンドの設定目的や運用方針等をもとに、弊社が設定・運用する公募投資信託において「ESGファンド」と位置付けるファンドを分類しています。

本書のファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

以下に弊社における「ESGファンド」の考え方をご説明いたします。

●ESG運用とは

まず、ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとった言葉で、ESG運用とはこれらの要素を投資判断に加味する運用のことをいいます。ESG運用については、持続可能な社会および国際金融システムの実現をめざすために、2006年に国連が中心となり提唱した責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)をきっかけとして広まっている考え方です。

●弊社の「ESGファンド」の考え方について

弊社ではESG要素を積極的に活用し、ポートフォリオを構築するファンドを「ESGファンド」としています。「アクティブファンド」において、ESG要素を積極的に活用する運用とは、相対的にESG評価の高い銘柄を選別したり、ESGの観点でインパクト創出可能な銘柄を選別したりする運用のことをいいます^{*1}。運用ファンド全体のなかでESGファンド以外の区分としては、ESG要素を体系的に運用プロセスに組んでいるファンド、ネガティブスクリーニング^{*2}などでESG要素を考慮しているファンド、およびESG要素を考慮していないファンドがあります。

なお、ESGファンドのなかで、特にSDGs^{*3}のゴール達成という観点において優れた投資銘柄でポートフォリオを構築するファンドを「SDGsファンド」、また環境や社会へのインパクト創出も企図し、その効果をレポートするファンドを「インパクトファンド」としています。

*1 「インデックスファンド」においては、ESG要素を積極的に活用して構成されていると弊社が考える指數に連動するファンドをESGファンドとしています。

*2 ESGの観点から特定の銘柄等を投資対象から除外することをいいます。

*3 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)のことです。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

<ESGファンドの考え方(イメージ)>

運用ファンド全体

ネガティブスクリーニングなどでESG要素を考慮しているファンド

ESG要素を体系的に運用プロセスに組んでいるファンド

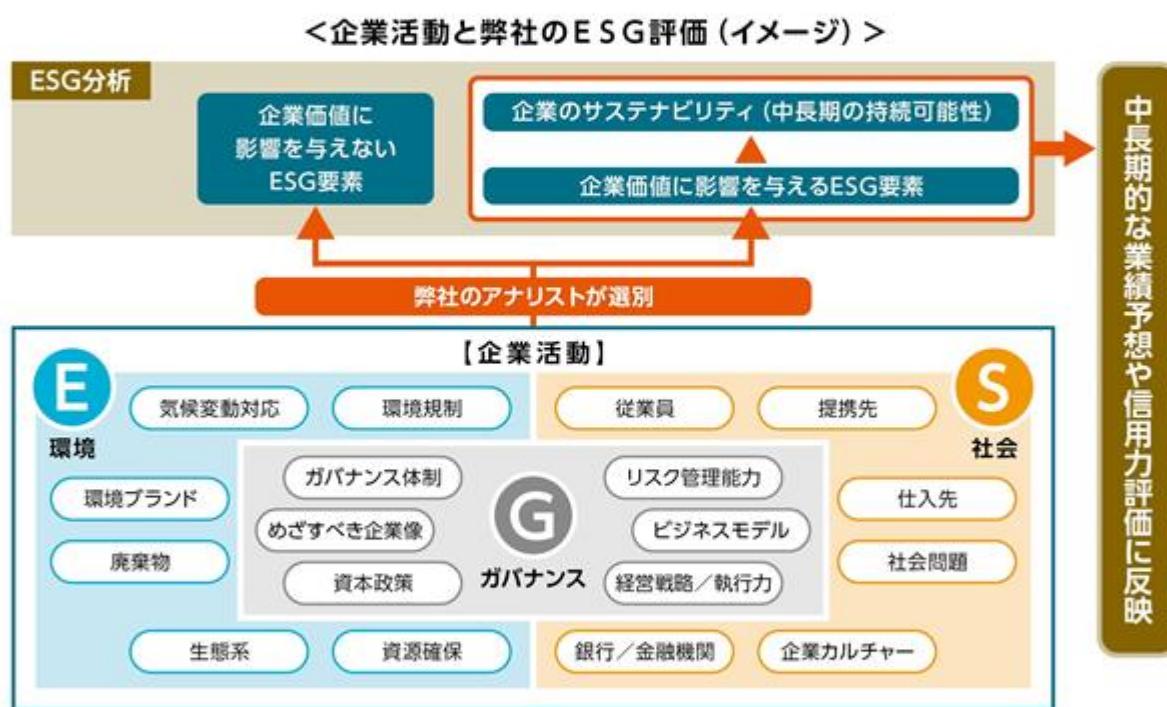
ESGファンド

ESG要素を積極的に活用し、
ポートフォリオを構築するファンド
(SDGs・インパクトファンドを含む)

ESG要素を考慮していないファンド

●弊社のESGに対する考え方について

弊社では、ESGは企業のあらゆる活動に影響を与える要素であると考えており、企業のESGに関する取組みを分析することで、企業のサステナビリティ（中長期的な持続可能性）や中長期的な企業像を把握することができると考えています。また、一般にESGの観点で優れた取組みを行い、ステークホルダー（企業のあらゆる利害関係者）との持続的な関係を構築できる企業は、中長期的に持続的な成長基盤を有していると考えられます。弊社では、アナリストが、ESG要素のなかで企業価値に影響を与えるものを企業毎に選別しながらサステナビリティの評価（ESGレーティング（詳細は後述）*の付与）を行います。その評価を中長期的な業績予想や信用力評価に反映させ、投資判断の土台として活用しています。



※弊社の「ESGレーティング」について

弊社のESG評価は、企業のESGに関する取組みが中長期の企業価値に「ポジティブか」「中立か」「ネガティブか」の原則3段階とし、1～3のESGレーティングを付与しています（レーティング1が高評価）。ただし、ESGの取組みを通じて企業価値の大きな棄損が懸念されるものの、時価総額が大きい等の理由で投資ユニバースとして継続する企業には、レーティング4を付与することがあります。

なお、企業のESGレーティングの付与においては、グローバルに共通のプラットフォームを用いながら資産横断的に独自の評価を実施しています。

<ESGレーティングの内容>

レーティング	内 容
1	企業のESGに関する取組みが企業価値にポジティブ
2	企業のESGに関する取組みが企業価値に中立
3	企業のESGに関する取組みが企業価値にネガティブ
4	企業のESGに関する取組みが企業価値に大きくネガティブ
付与なし	流動性や信用リスク等の観点から原則アクティブ運用の投資ユニバース外

なお、第三者の運用会社に運用の委託等を行う外部運用におけるESGに対する考え方やESGレーティングの付与手法などについては、上述の限りではありません。

以 上

弊社のESGファンドの考え方等は、今後のESGを取り巻く情勢等に応じ見直す場合があります。

信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信／海外／債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他の資産
		()
		資産複合

属性区分表 「為替ヘッジあり」

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り (フルヘッジ)
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券(社債)))	日々	アフリカ		な し
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマージング		

属性区分表 「為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券(社債)))	日々	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (債券(社債)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

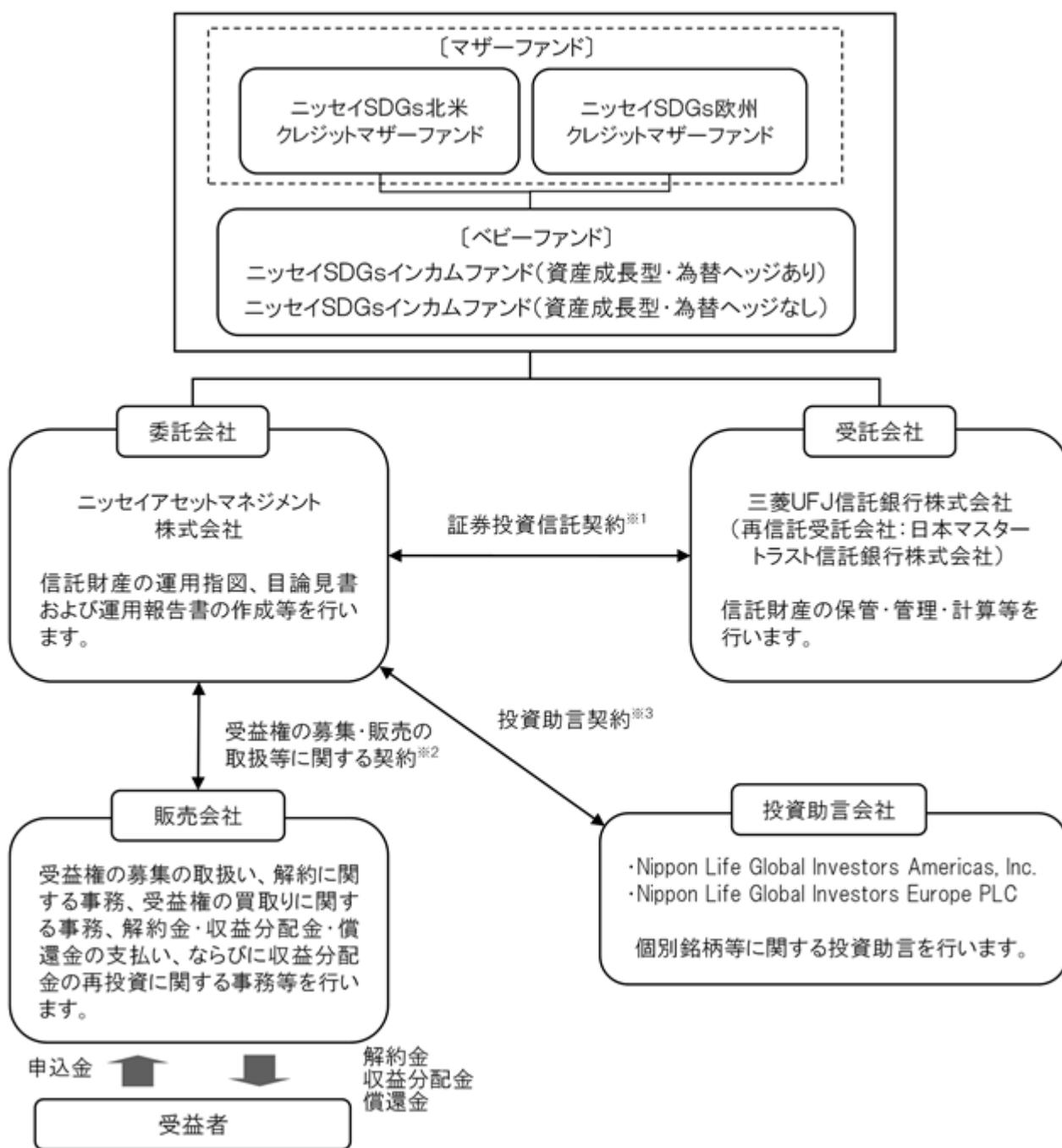
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して個別銘柄等に関する投資助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（2023年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

「為替ヘッジあり」

主として、ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンドおよびニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンドへの投資を通じて、実質的にグローバルの企業が発行する社債へ投資を行うことで、安定したインカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ることをめざします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「為替ヘッジなし」

主として、ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンドおよびニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンドへの投資を通じて、実質的にグローバルの企業が発行する社債へ投資を行うことで、安定したインカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ S D G s 北米クレジットマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

北米の企業が発行する社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、提供する製品・サービスを通じて S D G s 達成にプラスの貢献をしている企業群から、E S G 評価、バリュエーション評価等（信用力評価に対する市場価格の割安度）を通じて選別した北米の企業が発行する社債へ投資を行うことで、安定したインカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

債券の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ S D G s 欧州クレジットマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

欧洲の企業が発行する社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、提供する製品・サービスを通じて S D G s 達成にプラスの貢献をしている企業群から、E S G 評価、バリュエーション評価等（信用力評価に対する市場価格の割安度）を通じて選別した欧洲の企業が発行する社債へ投資を行うことで、安定したインカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

債券の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ S D G s 北米クレジットマザーファンドおよびニッセイ S D G s 欧州クレジットマザーファンドを主要投資対象とします。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ．約束手形

二．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ S D G s 北米クレジットマザーファンド」および「ニッセイ S D G s 欧州クレジットマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

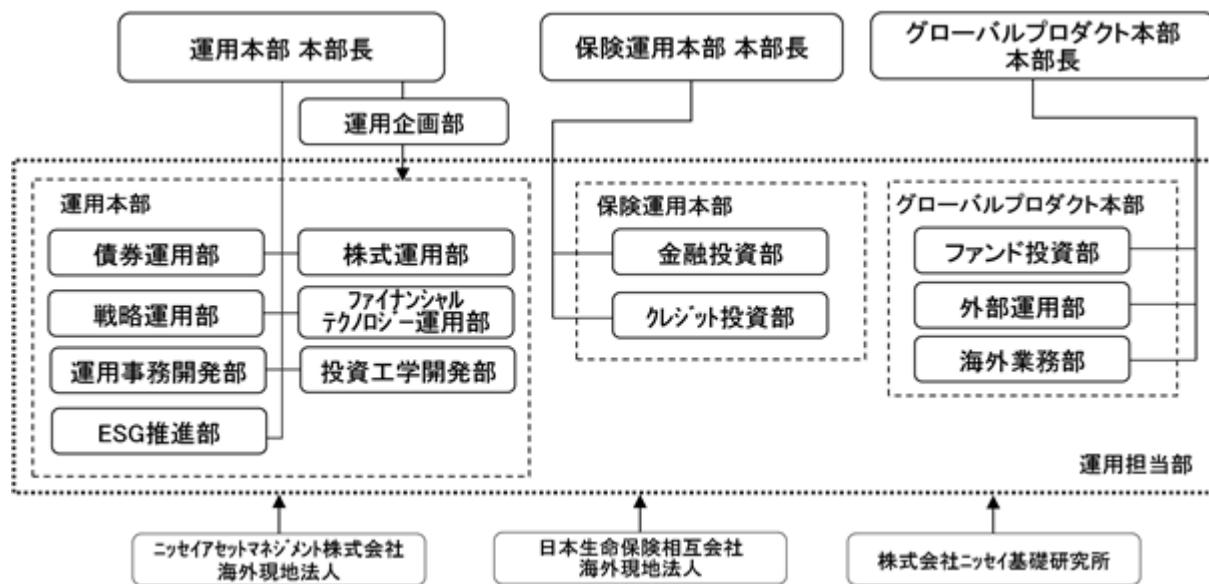
金融商品

信託金を前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

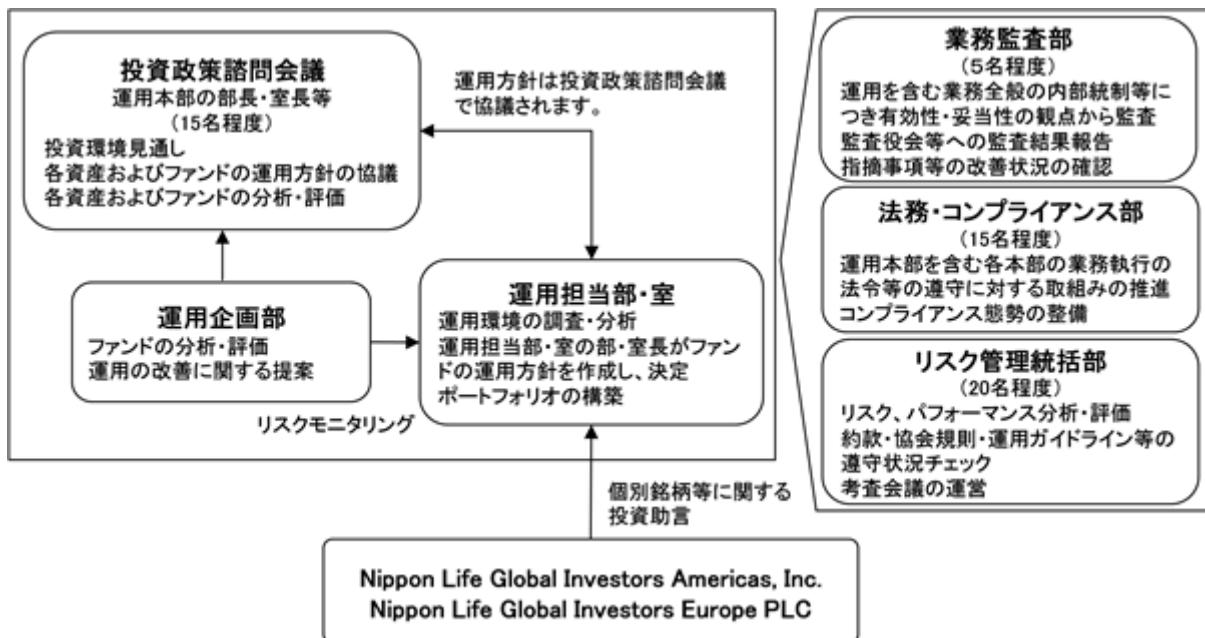
前記にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記に掲げる金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】
委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は3月15日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

<分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

<分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。

- . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 2 . 前記 1 . に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
 - 3 . 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- 有価証券の空売り**
- 1 . 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
 - 2 . 前記 1 . の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3 . 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2 . の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- 有価証券の借入れ**
- 1 . 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
 - 2 . 前記 1 . は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3 . 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2 . の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
 - 4 . 前記 1 . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- 外国為替予約等**
- 1 . 外国為替の売買の予約取引を行なうことができます。
 - 2 . 前記 1 . の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
 - 3 . 前記 2 . の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行なうものとします。
 - 4 . 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
 - 5 . 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 資金の借入れ**
- 1 . 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行なうことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2 . 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3 . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4 . 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

(1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・債券・劣後債投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券や劣後債の価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、価格が下落します。

信用リスク

債券や劣後債の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。

劣後債固有のリスク

一般に劣後債には、繰上償還条項が付与されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、予定期日に償還されない場合、または繰上償還を行わないと予想される場合には、価格が下落することがあります。

一般に劣後債は、法的な弁済順位は普通株式に優先し普通社債より劣後します。そのため、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、劣後債は元利金の支払いを受けることができません。また、劣後債は、一般に同一発行体の普通社債と比較して低い格付が信用格付業者から付与されています。そのため、発行体の信用力が低下した場合、普通社債以上に価格が大きく下落することがあります。

一般に劣後債は、利息または配当の支払繰延条項が付与されており、発行体の業績や財務状況等が悪化した場合、利息または配当の支払いが停止・繰延べされることがあります。

劣後債に関する制度の変更（税制改正、市場規制等）があった場合、価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合には、ヘッジコストが発生することがあります。

「為替ヘッジなし」

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・E S G 運用に関する留意点

ファンドは委託会社によるE S G評価が相対的に高い銘柄でポートフォリオを構築しているため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、基準価額の値動きがファンドの主要投資対象市場全体の値動きと比較して大きくなる可能性、相場動向によっては基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性などがあります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

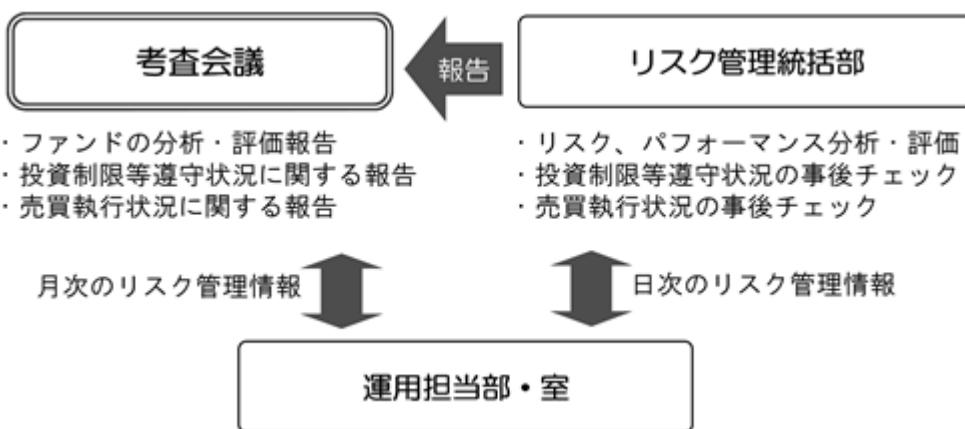
委託会社の株主である日本生命保険相互会社は2023年2月末現在、各ファンドの主要投資対象であるニッセイS D G s 欧州クレジットマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に22.5%保有しています。当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができるリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

(2) 投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

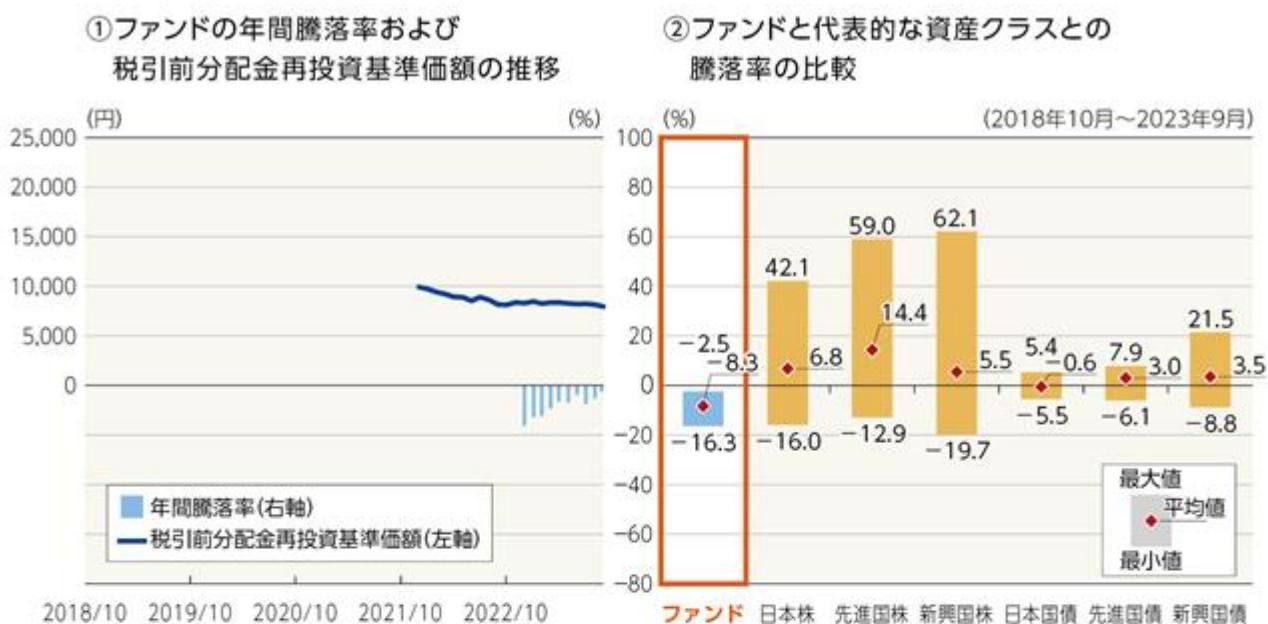
上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)



●ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのみの記載となっています。したがって、グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご留意ください。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本 株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指數値および同指數にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウおよび同指數にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指數の指數値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指數です。同指數に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指數です。同指數に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指數で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱を行わない場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.913%（税抜0.83%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.40%	0.40%	0.03%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、Nippon Life Global Investors Americas, Inc. およびNippon Life Global Investors Europe PLCへの運用に関する助言報酬が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額とします。

また、ファンドが「ニッセイＳＤＧｓ北米クレジットマザーファンド」や「ニッセイＳＤＧｓ欧州クレジットマザーファンド」を換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1)申込手数料」から「(4)その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が收受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が收受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

課税対象

- 分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
- 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。
- 解約請求・償還・
買 取 請 求 時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

ただし、2024年1月1日の税法の改正により、以降は一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファン

ドは2024年1月1日以降、NISA（成長投資枠（特定非課税管理勘定））の対象となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

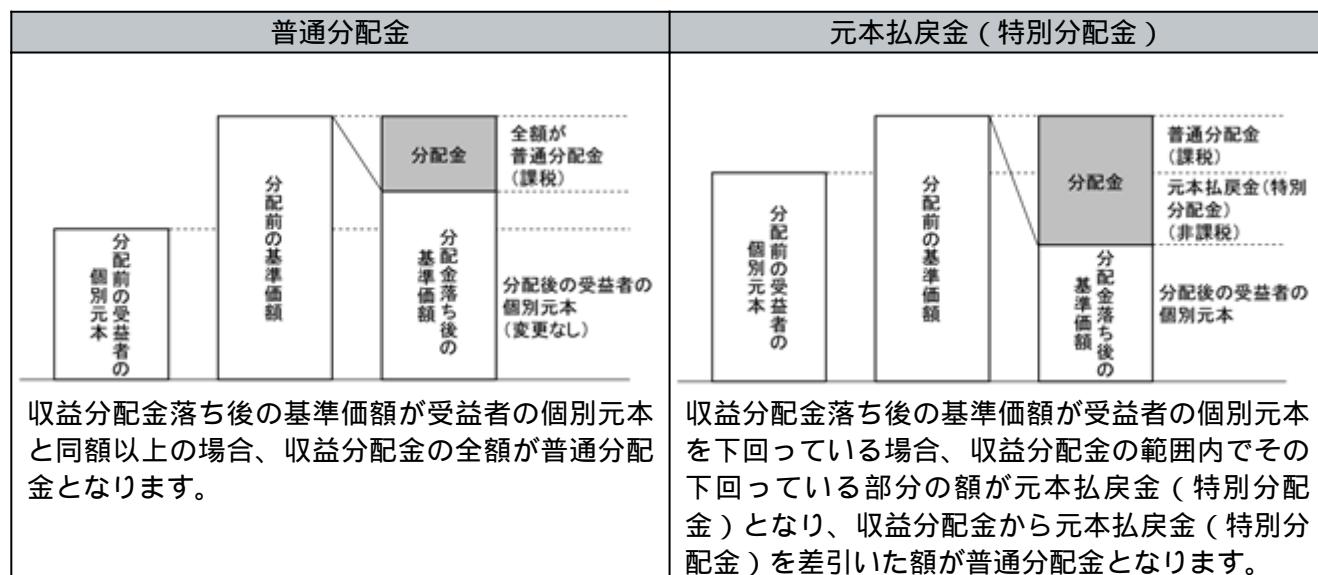
個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。



投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

2023年9月29日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	28,521,465	101.30
内　日本	28,521,465	101.30
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	365,515	1.30
純資産総額	28,155,950	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

2023年9月29日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	182,510,104	100.00
内　日本	182,510,104	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,852	0.00
純資産総額	182,506,252	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	10,906,435,563	96.91
内　アメリカ	10,522,872,356	93.50
内　カナダ	383,563,207	3.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	348,245,497	3.09
純資産総額	11,254,681,060	100.00

その他資産の投資状況

2023年9月29日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引（買建）	822,813,870	7.31
内　アメリカ	822,813,870	7.31
債券先物取引（売建）	1,097,615,698	9.75
内　アメリカ	1,097,615,698	9.75

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	859,483,028	4.93
内 オランダ	711,341,122	4.08
内 デンマーク	148,141,906	0.85
社債券	16,026,908,066	92.00
内 フランス	6,204,075,400	35.61
内 イギリス	2,613,777,094	15.00
内 オランダ	2,513,204,406	14.43
内 ドイツ	1,503,293,370	8.63
内 スペイン	925,083,680	5.31
内 スウェーデン	590,154,332	3.39
内 アイルランド	521,068,200	2.99
内 デンマーク	506,813,756	2.91
内 フィンランド	466,507,008	2.68
内 ルクセンブルグ	182,930,820	1.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	533,807,328	3.06
純資産総額	17,420,198,422	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイ S D G s インカムファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)

2023年9月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	15,953,465	1.1111 17,726,307	1.2073 19,260,618	- -	68.41
2	ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	8,149,285	1.0487 8,546,642	1.1364 9,260,847	- -	32.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年9月29日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		101.30
	小計		101.30
合 計(対純資産総額比)			101.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ S D G s インカムファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)

2023年9月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	101,974,596	1.1247 114,700,981	1.2073 123,113,929	- -	67.46
2	ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	52,266,962	1.0619 55,506,043	1.1364 59,396,175	- -	32.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年9月29日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計 (対純資産総額比)			100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	FISERV INC アメリカ	社債券	583,362,000	91.24 532,276,989	89.05 519,507,195	3.5 2029/7/1	4.62
2	WHIRLPOOL CORP アメリカ	社債券	538,488,000	98.21 528,865,219	95.31 513,243,682	4.75 2029/2/26	4.56
3	CVS HEALTH CORP アメリカ	社債券	478,656,000	94.16 450,721,635	89.57 428,736,965	4.875 2035/7/20	3.81
4	AMAZON.COM INC アメリカ	社債券	418,824,000	98.45 412,374,110	98.01 410,531,284	3.8 2024/12/5	3.65
5	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	社債券	433,782,000	94.55 410,175,583	93.90 407,321,298	1.9 2025/6/1	3.62
6	ZIMMER BIOMET HOLDINGS アメリカ	社債券	418,824,000	95.20 398,741,389	94.27 394,846,326	3.05 2026/1/15	3.51
7	FORTIS INC カナダ	社債券	418,824,000	93.33 390,926,133	91.58 383,563,207	3.055 2026/10/4	3.41
8	MICRON TECHNOLOGY INC アメリカ	社債券	493,614,000	77.89 384,510,497	76.31 376,716,332	2.703 2032/4/15	3.35
9	ABBVIE INC アメリカ	社債券	418,824,000	91.07 381,448,146	87.57 366,793,494	4.3 2036/5/14	3.26
10	PACKAGING CORP OF AMERICA アメリカ	社債券	373,950,000	97.85 365,928,772	97.77 365,633,352	3.65 2024/9/15	3.25
11	WRKCO INC アメリカ	社債券	373,950,000	97.40 364,227,300	95.36 356,613,678	4.9 2029/3/15	3.17
12	CITIGROUP INC アメリカ	社債券	373,950,000	93.95 351,337,243	94.42 353,087,329	2.014 2026/1/25	3.14

13	DUKE ENERGY INDIANA LLC アメリカ	社債券	284,202,000	104.20 296,161,220	99.34 282,334,792	6.12 2035/10/15	2.51
14	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	社債券	299,160,000	95.50 285,697,800	92.90 277,928,614	4.183 2027/11/25	2.47
15	PNC FINANCIAL SERVICES アメリカ	社債券	299,160,000	96.02 287,265,398	90.72 271,421,884	5.068 2034/1/24	2.41
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE E アメリカ	社債券	373,950,000	72.69 271,827,994	70.82 264,857,566	1.875 2033/2/1	2.35
17	T-MOBILE USA INC アメリカ	社債券	329,076,000	83.14 273,616,821	79.54 261,760,213	2.55 2031/2/15	2.33
18	GEORGIA-PACIFIC LLC アメリカ	社債券	284,202,000	89.04 253,073,354	88.39 251,223,199	0.95 2026/5/15	2.23
19	US BANCORP アメリカ	社債券	284,202,000	92.50 262,909,586	87.90 249,839,136	4.839 2034/2/1	2.22
20	T-MOBILE USA INC アメリカ	社債券	269,244,000	97.76 263,221,011	92.65 249,457,258	5.05 2033/7/15	2.22
21	REPUBLIC SERVICES INC アメリカ	社債券	314,118,000	80.94 254,265,956	76.73 241,029,023	2.375 2033/3/15	2.14
22	NEXTERA ENERGY CAPITAL アメリカ	社債券	254,286,000	98.28 249,927,537	93.08 236,702,123	5.05 2033/2/28	2.10
23	AUTOZONE INC アメリカ	社債券	254,286,000	96.50 245,406,332	90.91 231,181,574	4.75 2033/2/1	2.05
24	DUKE ENERGY CORP アメリカ	社債券	254,286,000	93.80 238,538,068	89.84 228,458,170	4.5 2032/8/15	2.03
25	MORGAN STANLEY アメリカ	社債券	299,160,000	75.88 227,008,591	72.54 217,022,630	2.484 2036/9/16	1.93
26	US BANCORP アメリカ	社債券	299,160,000	73.58 220,139,877	70.42 210,683,430	2.491 2036/11/3	1.87
27	MORGAN STANLEY アメリカ	社債券	224,370,000	98.69 221,446,458	93.51 209,819,605	5.948 2038/1/19	1.86
28	AIR LEASE CORP アメリカ	社債券	209,412,000	88.15 184,602,960	88.48 185,294,019	2.2 2027/1/15	1.65
29	AMERICAN TOWER CORP アメリカ	社債券	194,454,000	93.61 182,043,945	91.75 178,421,267	3.55 2027/7/15	1.59
30	MERRILL LYNCH & CO アメリカ	社債券	149,580,000	121.00 180,996,287	111.91 167,399,465	7.75 2038/5/14	1.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年9月29日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	社債券	96.91
	小計		96.91
合 計(対純資産総額比)			96.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	CAIDENT FINANCE PLC イギリス	社債券	711,000,000	95.77 680,946,030	96.61 686,953,980	0.625 2024/9/22	3.94
2	VODAFONE GROUP PLC イギリス	社債券	790,000,000	86.34 682,149,200	83.66 660,937,700	1.625 2030/11/24	3.79
3	BPCE SA フランス	社債券	695,200,000	92.89 645,826,896	93.37 649,115,192	1.375 2026/3/23	3.73
4	CIE DE SAINT-GOBAIN フランス	社債券	758,400,000	86.62 656,979,168	85.06 645,095,040	1.875 2031/3/15	3.70
5	ABN AMRO BANK NV オランダ	社債券	663,600,000	99.07 657,468,336	96.30 639,099,888	4.5 2034/11/21	3.67
6	TELIA CO AB スウェーデン	社債券	726,800,000	84.21 612,096,424	81.19 590,154,332	2.125 2034/2/20	3.39
7	TENNET HOLDING BV オランダ	特殊債 券	679,400,000	86.12 585,153,632	85.31 579,616,522	2 2034/6/5	3.33
8	HSBC HOLDINGS PLC イギリス	社債券	616,200,000	93.12 573,836,250	92.39 569,350,314	3.125 2028/6/7	3.27
9	BANQUE FED CRED MUTUEL フランス	社債券	584,600,000	96.97 566,927,542	94.04 549,769,532	3.75 2033/2/1	3.16
10	ENGIE SA フランス	社債券	790,000,000	67.68 534,679,900	64.94 513,089,200	1 2036/10/26	2.95
11	ORANGE SA フランス	社債券	395,000,000	133.41 526,989,250	129.22 510,442,700	8.125 2033/1/28	2.93
12	ENEL FINANCE INTL NV オランダ	社債券	790,000,000	64.60 510,379,500	62.82 496,278,000	0.875 2036/6/17	2.85
13	CARREFOUR フランス	社債券	521,400,000	94.56 493,041,054	94.48 492,629,148	1.75 2026/5/4	2.83
14	BANCO SANTANDER SA スペイン	社債券	553,000,000	89.34 494,072,320	89.02 492,313,780	2.125 2028/2/8	2.83
15	KLEPIERRE フランス	社債券	632,000,000	76.51 483,587,440	77.57 490,242,400	1.625 2032/12/13	2.81
16	SAP SE ドイツ	社債券	553,000,000	88.24 488,005,910	87.02 481,237,190	1.625 2031/3/10	2.76
17	STORA ENSO OYJ フィンランド	社債券	505,600,000	93.82 474,353,920	92.26 466,507,008	2.5 2028/3/21	2.68
18	BRITISH TELECOMMUNICATIO イギリス	社債券	489,800,000	92.33 452,242,136	90.84 444,963,708	2.125 2028/9/26	2.55
19	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG スペイン	社債券	458,200,000	94.03 430,882,116	94.45 432,769,900	0.75 2025/6/4	2.48
20	DEUTSCHE TELEKOM INT FIN オランダ	社債券	316,000,000	129.14 408,088,720	125.63 396,993,960	7.5 2033/1/24	2.28
21	CREDIT AGRICOLE SA フランス	社債券	316,000,000	92.39 291,980,840	92.55 292,458,000	0.375 2025/10/21	1.68
22	NYKREDIT REALKREDIT AS デンマーク	社債券	300,200,000	95.45 286,558,912	96.92 290,977,856	0.125 2024/7/10	1.67
23	BAYER AG ドイツ	社債券	300,200,000	94.11 282,521,222	94.91 284,919,820	0.05 2025/1/12	1.64

24	CLOVERIE PLC ZURICH INS アイルランド	社債券	316,000,000	90.09 284,697,040	88.55 279,843,280	1.5 2028/12/15	1.61
25	DANONE SA フランス	社債券	284,400,000	96.19 273,587,112	96.54 274,573,980	0.709 2024/11/3	1.58
26	SUEZ フランス	社債券	331,800,000	82.49 273,708,456	81.17 269,351,922	1.625 2032/9/21	1.55
27	CAPGEMINI SE フランス	社債券	316,000,000	83.55 264,046,440	83.03 262,393,760	1.125 2030/6/23	1.51
28	HSBC HOLDINGS PLC イギリス	社債券	252,800,000	98.80 249,766,400	99.51 251,571,392	1.5 2024/12/4	1.44
29	LINDE PLC アイルランド	社債券	316,000,000	80.43 254,177,760	76.33 241,224,920	1.625 2035/3/31	1.38
30	UNILEVER FINANCE オランダ	社債券	284,400,000	88.43 251,520,516	84.61 240,653,592	2.25 2034/5/16	1.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年9月29日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	社債券	92.00
		特殊債券	4.93
	小計		96.94
合 計 (対純資産総額比)			96.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

（参考）

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	シカゴ証券 取引所	US 10YR T-NOTE FUTURE 202312	買建	51	825,761,143	822,813,870	7.31
		US 2YR T-NOTE FUTURE 202312	売建	20	607,872,358	606,126,203	5.39
		US 5YR T-NOTE FUTURE 202312	売建	27	428,752,465	424,879,652	3.78
		US 10YEAR ULTRA FUTURE 202312	売建	4	68,627,890	66,609,843	0.59

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

直近日（2023年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2022年3月15日)	14,512,185	14,512,185	0.9236	0.9236
第2計算期間末 (2023年3月15日)	26,342,076	26,342,076	0.8296	0.8296
2022年9月末日	22,297,357	-	0.8153	-
10月末日	22,269,479	-	0.8131	-
11月末日	37,508,290	-	0.8378	-
12月末日	36,346,159	-	0.8305	-
2023年1月末日	26,708,760	-	0.8471	-
2月末日	26,104,580	-	0.8257	-
3月末日	26,504,882	-	0.8358	-
4月末日	26,637,902	-	0.8364	-
5月末日	26,328,147	-	0.8278	-
6月末日	28,644,847	-	0.8213	-
7月末日	28,978,517	-	0.8235	-
8月末日	28,751,698	-	0.8157	-
9月末日	28,155,950	-	0.7952	-

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

直近日（2023年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2022年3月15日)	141,340,506	141,340,506	0.9501	0.9501
第2計算期間末 (2023年3月15日)	192,051,575	192,051,575	0.9943	0.9943
2022年9月末日	190,009,730	-	1.0007	-
10月末日	195,105,670	-	1.0285	-
11月末日	190,633,524	-	1.0096	-
12月末日	183,366,370	-	0.9692	-
2023年1月末日	187,668,176	-	0.9821	-
2月末日	191,984,384	-	0.9965	-
3月末日	193,568,122	-	1.0017	-
4月末日	206,561,169	-	1.0144	-
5月末日	193,713,906	-	1.0409	-
6月末日	191,531,571	-	1.0803	-
7月末日	188,935,145	-	1.0630	-
8月末日	156,906,847	-	1.0943	-
9月末日	182,506,252	-	1.0837	-

【分配の推移】

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2023年3月16日～2023年9月15日	-

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2023年3月16日～2023年9月15日	-

【収益率の推移】

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

	収益率(%)
第1計算期間	7.6
第2計算期間	10.2
2023年3月16日～2023年9月15日	2.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

	収益率（%）
第1計算期間	5.0
第2計算期間	4.7
2023年3月16日～2023年9月15日	9.6

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（4）【設定及び解約の実績】

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	15,713,024	0	15,713,024
第2計算期間	30,458,954	14,418,963	31,753,015
2023年3月16日～ 2023年9月15日	3,786,371	215,440	35,323,946

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	148,770,806	0	148,770,806
第2計算期間	71,155,938	26,772,683	193,154,061
2023年3月16日～ 2023年9月15日	22,147,391	74,719,102	140,582,350

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<参考情報>

3. 運用実績

2023年9月末現在

●基準価額・純資産の推移

ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)



基準価額	7.952円
純資産総額	28百万円
●分配の推移 1万口当り(税引前)	
2022年3月	0円
2023年3月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)



基準価額	10.837円
純資産総額	182百万円
●分配の推移 1万口当り(税引前)	
2022年3月	0円
2023年3月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●組入比率

ニッセイSDGsインカムファンド (資産成長型・為替ヘッジあり)

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド	68.4%
ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド	32.9%
短期金融資産等	-1.3%

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイSDGsインカムファンド (資産成長型・為替ヘッジなし)

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド	67.5%
ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド	32.5%
短期金融資産等	-0.0%

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

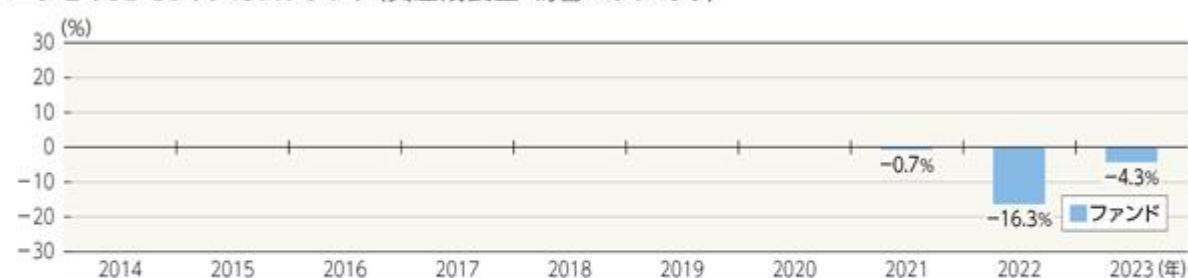
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

3.運用実績

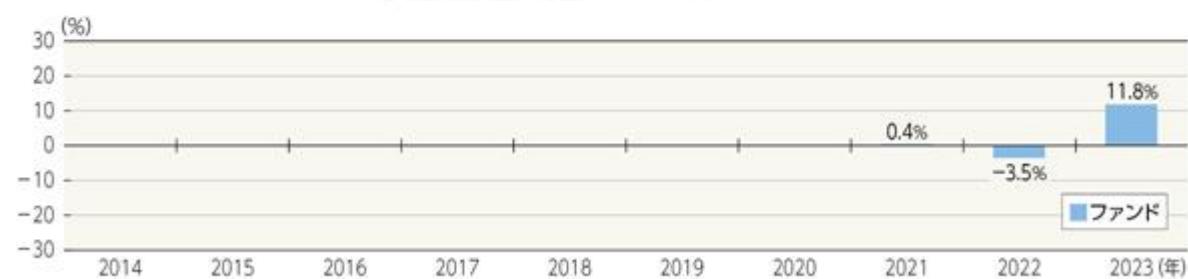
2023年9月末現在

●年間収益率の推移

ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)



ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)



・ファンドにはベンチマークはありません。

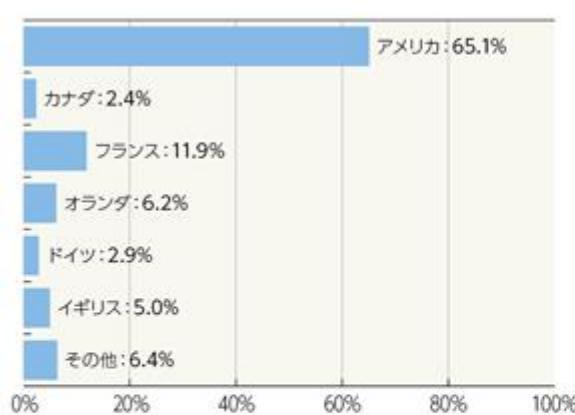
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2021年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

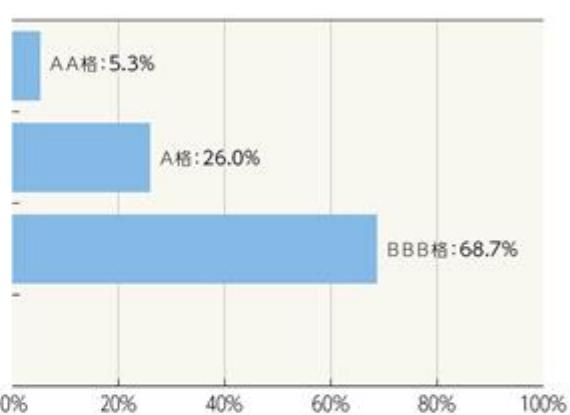
●主要な資産の状況(マザーファンド)

ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジあり)

国・地域別構成比率



格付分布【平均格付:BBB+】



・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・原則として格付は、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点で各マザーファンドが保有している債券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

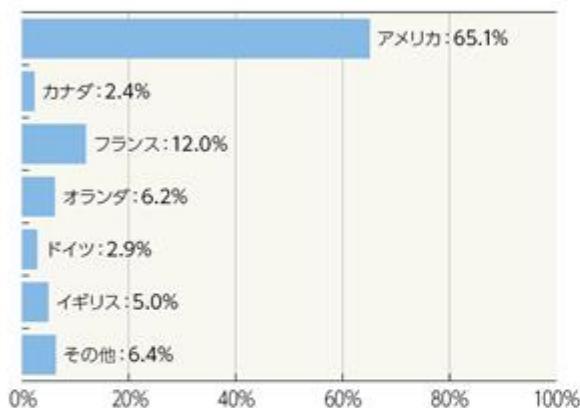
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2023年9月末現在

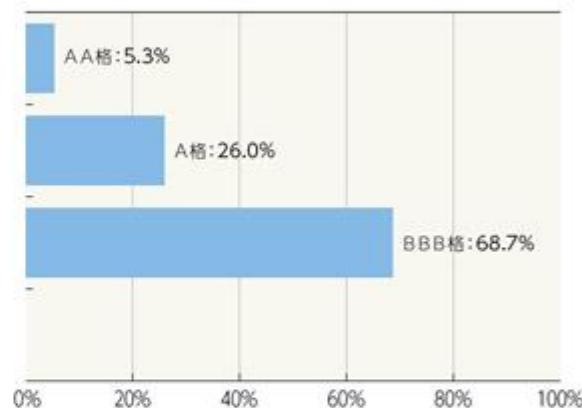
3.運用実績

ニッセイSDGsインカムファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)

国・地域別構成比率



格付分布【平均格付:BBB+】



・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・原則として格付は、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点で各マザーファンドが保有している債券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

●各マザーファンドの組入上位銘柄

1.ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンド

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	ファイサーブ	2029/07/01	3.500%	4.8%
2	ワールプール	2029/02/26	4.750%	4.7%
3	CVSヘルス	2035/07/20	4.875%	3.9%
4	アマゾン・ドット・コム	2024/12/05	3.800%	3.8%
5	ボストン・サイエンティフィック	2025/06/01	1.900%	3.7%

・比率は対組入債券評価額比です。

2.ニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンド

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	カデント・ファイナンス	2024/09/22	0.625%	4.1%
2	ボーダフォン・グループ	2030/11/24	1.625%	3.9%
3	BPCE	2026/03/23	1.375%	3.8%
4	サンゴ/パン	2031/03/15	1.875%	3.8%
5	ABNアムロ銀行	2034/11/21	4.500%	3.8%

・比率は対組入債券評価額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

保有しているファンドの換金の際に信託財産留保額および税金が差引かれます。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

6. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2 【換金(解約)手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受けた換金の受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額相当額を差引いた額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額とします。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行なった当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2021年12月20日から2044年3月15日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - . 受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合
 - . この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - . やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知り得ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合は翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知り得ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2022年3月16日から2023年3月15日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2022年3月16日から2023年3月15日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	82	747
コール・ローン	21,319	131,712
親投資信託受益証券	14,669,882	26,554,220
派生商品評価勘定	62,893	8,745
未収入金	1,450	2,647
流動資産合計	<u>14,755,626</u>	<u>26,698,071</u>
資産合計	<u>14,755,626</u>	<u>26,698,071</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	220,221	220,217
未払受託者報酬	808	4,814
未払委託者報酬	22,190	129,446
その他未払費用	222	1,518
流動負債合計	<u>243,441</u>	<u>355,995</u>
負債合計	<u>243,441</u>	<u>355,995</u>
純資産の部		
元本等		
元本	15,713,024	31,753,015
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	1,200,839	5,410,939
（分配準備積立金）	49,563	547,708
元本等合計	<u>14,512,185</u>	<u>26,342,076</u>
純資産合計	<u>14,512,185</u>	<u>26,342,076</u>
負債純資産合計	<u>14,755,626</u>	<u>26,698,071</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	587,256	475,524
為替差損益	283,804	1,870,457
営業収益合計	<u>871,060</u>	<u>1,394,933</u>
営業費用		
受託者報酬	808	7,944
委託者報酬	22,190	214,149
その他費用	7,922	8,448
営業費用合計	<u>30,920</u>	<u>230,541</u>
営業利益又は営業損失()	901,980	1,625,474
経常利益又は経常損失()	901,980	1,625,474
当期純利益又は当期純損失()	901,980	1,625,474
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	328,080
期首剩余金又は期首次損金()	-	1,200,839
剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,863,717
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,863,717
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	298,859	4,776,423
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	298,859	4,776,423
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	1,200,839	5,410,939

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1. 期首元本額	1,000,000円	15,713,024円
期中追加設定元本額	14,713,024円	30,458,954円
期中一部解約元本額	- 円	14,418,963円
2. 受益権の総数	15,713,024口	31,753,015口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,200,839円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,410,939円あります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(49,563円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(21,189円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は70,752円(1万口当たり45.03円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(509,030円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(147,110円)及び分配準備積立金(38,678円)より分配対象収益は694,818円(1万口当たり218.82円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	579,387	184,449
合計	579,387	184,449

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第1期 2022年3月15日現在			
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	14,646,858	-	14,804,186	157,328
アメリカ・ドル	9,838,736	-	10,055,728	216,992
ユーロ	4,808,122	-	4,748,458	59,664
合計	14,646,858	-	14,804,186	157,328

種類	第2期 2023年3月15日現在			
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	27,356,962	-	27,577,179	220,217
アメリカ・ドル	18,388,019	-	18,517,381	129,362
ユーロ	8,968,943	-	9,059,798	90,855
買建	1,364,461	-	1,373,206	8,745
アメリカ・ドル	922,970	-	927,675	4,705
ユーロ	441,491	-	445,531	4,040
合計	28,721,423	-	28,950,385	211,472

(注) 為替予約取引

1. 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9236円 (9,236円)	0.8296円 (8,296円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年3月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド	16,093,389	17,747,789	
	ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド	8,491,401	8,806,431	
親投資信託受益証券 合計		24,584,790	26,554,220	
合計			26,554,220	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

【ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	765	4,755
コール・ローン	198,244	838,617
親投資信託受益証券	141,344,078	192,056,422
未収入金	14,034	67,976
流動資産合計	141,557,121	192,967,770
資産合計	141,557,121	192,967,770
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	48,649
未払受託者報酬	7,722	30,938
未払委託者報酬	206,351	826,367
その他未払費用	2,542	10,241
流動負債合計	216,615	916,195
負債合計	216,615	916,195
純資産の部		
元本等		
元本	148,770,806	193,154,061
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,430,300	1,102,486
(分配準備積立金)	494,722	4,723,214
元本等合計	141,340,506	192,051,575
純資産合計	141,340,506	192,051,575
負債純資産合計	141,557,121	192,967,770

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
営業収益		
受取利息	-	5
有価証券売買等損益	5,660,443	9,058,092
営業収益合計	<u>5,660,443</u>	<u>9,058,097</u>
営業費用		
支払利息	-	64
受託者報酬	7,722	60,975
委託者報酬	206,351	1,628,549
その他費用	2,542	20,177
営業費用合計	<u>216,615</u>	<u>1,709,765</u>
営業利益又は営業損失()	5,877,058	7,348,332
経常利益又は経常損失()	5,877,058	7,348,332
当期純利益又は当期純損失()	<u>5,877,058</u>	<u>7,348,332</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	1,507,624
期首剩余金又は期首次損金()	-	7,430,300
剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,095,918
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,095,918
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,553,242	608,812
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,553,242	608,812
分配金		
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>7,430,300</u>	<u>1,102,486</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,000,000円 147,770,806円 - 円	148,770,806円 71,155,938円 26,772,683円
2. 受益権の総数	148,770,806口	193,154,061口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,430,300円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,102,486円あります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(494,722円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(195,989円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は690,711円(1万口当たり46.43円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,294,970円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(587,438円)及び分配準備積立金(428,244円)より分配対象収益は5,310,652円(1万口当たり274.94円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年12月20日 至 2022年3月15日	第2期 自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,636,486	6,835,471
合計	5,636,486	6,835,471

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期 2022年3月15日現在	第2期 2023年3月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9501円 (9,501円)	0.9943円 (9,943円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年3月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ S D G s 北米クレジット マザーファンド	116,396,254	128,361,788	
	ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド	61,416,097	63,694,634	
親投資信託受益証券 合計		177,812,351	192,056,422	
合計			192,056,422	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）」、「ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）」は、「ニッセイ SDGs 北米クレジット マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ SDGs 欧州クレジット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りであります。
ですが、それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ SDGs 北米クレジット マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年3月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	56,888,008
金銭信託	31,806
コール・ローン	5,609,511
社債券	11,087,749,196
派生商品評価勘定	14,357,020
未収利息	104,178,853
前払費用	2,076,501
差入委託証拠金	60,418,987
流動資産合計	<u>11,331,309,882</u>
資産合計	<u>11,331,309,882</u>
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,465,039
未払解約金	603,737
その他未払費用	59
流動負債合計	<u>2,068,835</u>
負債合計	<u>2,068,835</u>
純資産の部	
元本等	
元本	10,273,534,528
剰余金	
剰余金又は欠損金（）	1,055,706,519
元本等合計	<u>11,329,241,047</u>
純資産合計	<u>11,329,241,047</u>
負債純資産合計	<u>11,331,309,882</u>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年3月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,957,977,907円
同期中追加設定元本額	2,294,436,301円
同期中一部解約元本額	3,978,879,680円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイSDGs北米クレジットファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	7,186,746,520円
ニッセイSDGs北米クレジットファンド（為替ヘッジあり）（非課税適格機関投資家限定）	2,919,980,609円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	16,093,389円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	116,396,254円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	2,979,688円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	31,338,068円
計	10,273,534,528円
2. 受益権の総数	10,273,534,528口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、市場金利の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年3月15日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	13,138,777
合計	13,138,777

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2022年11月26日から2023年3月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

債券関連

種類	2023年3月15日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超	
市場取引			
先物取引			
売建	100,992,349	-	102,457,388
買建	602,099,511	-	616,456,531
合計	703,091,860	-	718,913,919
			12,891,981

(注)債券先物取引

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によってあります。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年3月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1028円 (11,028円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年3月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	ABBOTT LABORATORIES	3,000,000.00	3,033,720.00	
		ABBVIE INC	2,800,000.00	2,538,536.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES	800,000.00	756,832.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	2,500,000.00	1,863,775.00	
		AMAZON.COM INC	3,500,000.00	3,435,040.00	
		AMERICAN TOWER CORP	1,300,000.00	1,206,998.00	
		APPLE INC	4,000,000.00	3,685,920.00	
		AUTOZONE INC	1,700,000.00	1,631,490.00	
		BANK OF AMERICA CORP	2,000,000.00	1,881,980.00	
		BECTON DICKINSON AND CO	500,000.00	475,685.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	2,900,000.00	2,722,810.00	
		CIGNA CORP	1,600,000.00	1,316,768.00	
		CITIGROUP INC	2,500,000.00	2,340,875.00	
		CNH INDUSTRIAL CAP LLC	2,900,000.00	2,873,146.00	
		CVS HEALTH CORP	3,200,000.00	3,057,920.00	
		DUKE ENERGY INDIANA LLC	1,900,000.00	1,981,092.00	
		FIFTH THIRD BANCORP	800,000.00	716,936.00	
		FIFTH THIRD BANCORP	2,000,000.00	1,787,740.00	
		FISERV INC	3,900,000.00	3,526,146.00	
		FORTIS INC	2,800,000.00	2,582,832.00	
		GEORGIA-PACIFIC LLC	1,200,000.00	1,016,328.00	
		GEORGIA-PACIFIC LLC	1,900,000.00	1,681,063.00	
		GLOBAL PAYMENTS INC	1,500,000.00	1,316,250.00	
		HEALTHCARE TRUST OF AMER	2,700,000.00	2,542,887.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,200,000.00	931,008.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,200,000.00	939,948.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	500,000.00	471,560.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,100,000.00	1,070,432.00	
		KANSAS CITY SOUTHERN	1,200,000.00	1,057,860.00	
		MASCO CORP	1,200,000.00	938,376.00	
		MICRON TECHNOLOGY INC	3,300,000.00	2,552,451.00	
		NVIDIA CORP	1,000,000.00	890,780.00	
		PACIFIC LIFE CORP	900,000.00	986,247.00	
		PACKAGING CORP OF AMERIC	2,500,000.00	2,455,700.00	
		REPUBLIC SERVICES INC	1,300,000.00	1,017,523.00	
		REPUBLIC SERVICES INC	2,100,000.00	1,685,628.00	
		ROPER TECHNOLOGIES INC	1,200,000.00	1,094,784.00	
		ROPER TECHNOLOGIES INC	1,300,000.00	1,016,145.00	
		T-MOBILE USA INC	2,500,000.00	2,064,375.00	
		US BANCORP	3,000,000.00	2,871,840.00	
		VENTAS REALTY LP	1,100,000.00	1,040,347.00	
		VERISK ANALYTICS INC	600,000.00	585,534.00	
		WHIRLPOOL CORP	3,600,000.00	3,468,276.00	
		WRKCO INC	2,500,000.00	2,453,650.00	
		WRKCO INC	200,000.00	163,672.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS	2,800,000.00	2,634,408.00			

アメリカ・ドル 小計	90,200,000.00 (12,142,724,000)	82,363,313.00 (11,087,749,196)	
社債券 合計	12,142,724,000 (12,142,724,000)	11,087,749,196 (11,087,749,196)	
合計		11,087,749,196 (11,087,749,196)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	社債券 46銘柄	97.87	100.00

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド
貸借対照表

(単位 : 円)

2023年3月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	163,327,237
金銭信託	1,621,967
コール・ローン	286,062,917
特殊債券	794,955,835
社債券	16,338,516,712
未収利息	150,885,509
前払費用	4,177,007
流動資産合計	<u>17,739,547,184</u>
資産合計	<u>17,739,547,184</u>
負債の部	
流動負債	
未払解約金	593,419
その他未払費用	251
流動負債合計	<u>593,670</u>
負債合計	<u>593,670</u>
純資産の部	
元本等	
元本	17,103,886,631
剰余金	
剰余金又は欠損金()	635,066,883
元本等合計	<u>17,738,953,514</u>
純資産合計	<u>17,738,953,514</u>
負債純資産合計	<u>17,739,547,184</u>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年3月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	21,288,209,209円
同期中追加設定元本額	3,533,260,777円
同期中一部解約元本額	7,717,583,355円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ SDGs 欧州クレジットファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	12,310,011,842円
ニッセイ SDGs 欧州クレジットファンド（為替ヘッジあり）（非課税適格機関投資家限定）	4,705,857,707円
ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	8,491,401円
ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	61,416,097円
ニッセイ SDGs インカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	1,572,231円
ニッセイ SDGs インカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	16,537,353円
計	17,103,886,631円
2. 受益権の総数	17,103,886,631口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年3月16日 至 2023年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年3月15日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
特殊債券	8,567,030
社債券	361,775,670
合計	353,208,640

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2022年11月26日から2023年3月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年3月15日現在
1口当たり純資産額	1.0371円
(1万口当たり純資産額)	(10,371円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年3月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	ユーロ	ORSTED A/S	1,100,000.00	958,078.00	
		TENNET HOLDING BV	4,300,000.00	3,756,824.00	
		TENNET HOLDING BV	1,000,000.00	785,000.00	
	ユーロ 小計		6,400,000.00 (925,056,000)	5,499,902.00 (794,955,835)	
特殊債券 合計			925,056,000 (925,056,000)	794,955,835 (794,955,835)	
社債券	ユーロ	ABN AMRO BANK NV	4,200,000.00	4,067,574.00	
		ARKEMA	1,000,000.00	920,520.00	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	2,900,000.00	2,711,384.00	
		BANCO SANTANDER SA	3,500,000.00	3,081,505.00	
		BANQUE FED CRED MUTUEL	3,700,000.00	3,564,062.00	
		BAYER AG	900,000.00	707,067.00	
		BAYER AG	1,900,000.00	1,774,980.00	
		BPCE SA	4,400,000.00	4,044,348.00	
		BRITISH TELECOMMUNICATIO	3,100,000.00	2,821,093.00	
		CAIDENT FINANCE PLC	4,500,000.00	4,287,960.00	
		CAPGEMINI SE	1,200,000.00	1,087,068.00	
		CAPGEMINI SE	2,000,000.00	1,667,880.00	
		CARREFOUR	3,300,000.00	3,103,551.00	
		CIE DE SAINT-GOBAIN	4,800,000.00	4,119,024.00	
		CLOVERIE PLC ZURICH INS	2,000,000.00	1,764,200.00	
		CREDIT AGRICOLE SA	2,000,000.00	1,828,260.00	
		CREDIT AGRICOLE SA	1,500,000.00	1,444,830.00	
		DANONE SA	1,800,000.00	1,728,774.00	
		DEUTSCHE TELEKOM INT FIN	2,000,000.00	2,561,320.00	
		E.ON SE	1,700,000.00	1,501,661.00	
		E.ON SE	1,700,000.00	1,223,099.00	
		ENBW INTL FINANCE BV	1,700,000.00	1,396,873.00	
		ENEL FINANCE INTL NV	5,000,000.00	3,209,000.00	
		ENGIE SA	5,000,000.00	3,400,950.00	
		ENGIE SA	1,000,000.00	863,840.00	
		ESSILORLUXOTTICA	1,000,000.00	874,870.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	3,900,000.00	3,579,420.00	
		ING GROEP NV	1,500,000.00	1,357,635.00	
		KLEPIERRE	4,000,000.00	3,126,280.00	
		KONINKLIJKE KPN NV	1,600,000.00	1,646,656.00	
		LEASEPLAN CORPORATION NV	5,000,000.00	4,381,750.00	
		LINDE PLC	2,000,000.00	1,584,780.00	
		LVMH MOET HENNESSY VUITT	1,000,000.00	792,380.00	
		NESTLE FINANCE INTL LTD	1,500,000.00	1,198,260.00	
		NYKREDIT REALKREDIT AS	1,500,000.00	1,332,390.00	
		NYKREDIT REALKREDIT AS	1,900,000.00	1,801,751.00	
		OP CORPORATE BANK PLC	2,700,000.00	2,581,443.00	
		ORANGE SA	2,500,000.00	3,353,775.00	
		RELX FINANCE BV	1,000,000.00	965,740.00	

SAP SE	3,500,000.00	3,055,465.00	
STORA ENSO OYJ	3,200,000.00	3,012,128.00	
SUEZ	2,100,000.00	1,729,434.00	
TELIA CO AB	4,600,000.00	3,811,974.00	
UNIBAIL-RODAMCO SE	1,800,000.00	1,363,176.00	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFLD	1,300,000.00	1,030,471.00	
UNILEVER FINANCE	1,800,000.00	1,574,694.00	
VANTAGE TOWERS AG	5,000,000.00	4,860,200.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	1,200,000.00	1,447,512.00	
VONOVIA FINANCE BV	1,800,000.00	1,463,292.00	
VONOVIA FINANCE BV	1,500,000.00	936,345.00	
WPP FINANCE DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,295,385.00	
ユーロ 小計	127,200,000.00 (18,385,488,000)	113,038,029.00 (16,338,516,712)	
社債券 合計	18,385,488,000 (18,385,488,000)	16,338,516,712 (16,338,516,712)	
合計		17,133,472,547 (17,133,472,547)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	有価証券の合計金額に対する比率 (%)
ユーロ	特殊債券 3銘柄 社債券 51銘柄	4.48 92.11	100.00

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

中間財務諸表

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年3月16日から2023年9月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

ニッセイ S D G s インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年3月16日から2023年9月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	747	1,593
コール・ローン	131,712	124,121
親投資信託受益証券	26,554,220	28,738,579
派生商品評価勘定	8,745	61,594
未収入金	2,647	52,539
流動資産合計	26,698,071	28,978,426
資産合計	26,698,071	28,978,426
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	220,217	59,512
未払金	-	182,872
未払受託者報酬	4,814	4,547
未払委託者報酬	129,446	121,783
その他未払費用	1,518	1,418
流動負債合計	355,995	370,132
負債合計	355,995	370,132
純資産の部		
元本等		
元本	31,753,015	35,323,946
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,410,939	6,715,652
(分配準備積立金)	547,708	544,058
元本等合計	26,342,076	28,608,294
純資産合計	26,342,076	28,608,294
負債純資産合計	26,698,071	28,978,426

(2)【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第2期中間計算期間 自 2022年3月16日 至 2022年9月15日	第3期中間計算期間 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,604,164	2,646,356
為替差損益	3,200,185	3,173,906
営業収益合計	1,596,021	527,550
営業費用		
受託者報酬	3,130	4,547
委託者報酬	84,703	121,783
その他費用	990	30,264
営業費用合計	88,823	156,594
営業利益又は営業損失()	1,684,844	684,144
経常利益又は経常損失()	1,684,844	684,144
中間純利益又は中間純損失()	1,684,844	684,144
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	730	2,003
期首剰余金又は期首次損金()	1,200,839	5,410,939
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,406	36,737
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,406	36,737
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,147,968	655,303
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,147,968	655,303
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	4,031,515	6,715,652

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
1. 期首元本額	15,713,024円	31,753,015円
期中追加設定元本額	30,458,954円	3,786,371円
期中一部解約元本額	14,418,963円	215,440円
2. 受益権の総数	31,753,015口	35,323,946口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,410,939円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,715,652円あります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第2期 2023年3月15日現在			
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	27,356,962	-	27,577,179	220,217
アメリカ・ドル	18,388,019	-	18,517,381	129,362
ユーロ	8,968,943	-	9,059,798	90,855
買建	1,364,461	-	1,373,206	8,745
アメリカ・ドル	922,970	-	927,675	4,705
ユーロ	441,491	-	445,531	4,040
合計	28,721,423	-	28,950,385	211,472

種類	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在			
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	28,283,934	-	28,281,852	2,082
アメリカ・ドル	18,945,078	-	19,004,590	59,512
ユーロ	9,338,856	-	9,277,262	61,594
合計	28,283,934	-	28,281,852	2,082

(注) 為替予約取引

時価の算定方法

国内における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8296円 (8,296円)
		0.8099円 (8,099円)

【ニッセイＳＤＧｓインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,755	10,955
コール・ローン	838,617	853,661
親投資信託受益証券	192,056,422	153,174,540
未収入金	67,976	7,722
流動資産合計	192,967,770	154,046,878
資産合計	192,967,770	154,046,878
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48,649	-
未払受託者報酬	30,938	31,262
未払委託者報酬	826,367	834,597
その他未払費用	10,241	10,343
流動負債合計	916,195	876,202
負債合計	916,195	876,202
純資産の部		
元本等		
元本	193,154,061	140,582,350
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（）	1,102,486	12,588,326
（分配準備積立金）	4,723,214	3,056,735
元本等合計	192,051,575	153,170,676
純資産合計	192,051,575	153,170,676
負債純資産合計	192,967,770	154,046,878

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第2期中間計算期間 自 2022年3月16日 至 2022年9月15日	第3期中間計算期間 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
営業収益		
受取利息	1	6
有価証券売買等損益	14,824,510	18,067,547
営業収益合計	<u>14,824,511</u>	<u>18,067,553</u>
営業費用		
支払利息	23	87
受託者報酬	30,037	31,262
委託者報酬	802,182	834,597
その他費用	9,936	10,343
営業費用合計	<u>842,178</u>	<u>876,289</u>
営業利益又は営業損失()	13,982,333	17,191,264
経常利益又は経常損失()	13,982,333	17,191,264
中間純利益又は中間純損失()	<u>13,982,333</u>	<u>17,191,264</u>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,380,813	4,556,175
期首剩余金又は期首次損金()	7,430,300	1,102,486
剩余金増加額又は欠損金減少額	979,364	1,055,723
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	979,364	208,186
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	847,537
剩余金減少額又は欠損金増加額	537,376	-
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	537,376	-
分配金		
中間剩余金又は中間欠損金()	<u>5,613,208</u>	<u>12,588,326</u>

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
1. 期首元本額	148,770,806円	193,154,061円
期中追加設定元本額	71,155,938円	22,147,391円
期中一部解約元本額	26,772,683円	74,719,102円
2. 受益権の総数	193,154,061口	140,582,350口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,102,486円あります。	-

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 2023年3月15日現在	第3期中間計算期間 2023年9月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9943円 (9,943円)	1.0895円 (10,895円)

(参考)

「ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）」、「ニッセイ SDGs インカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）」は、「ニッセイ SDGs 北米クレジット マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ SDGs 欧州クレジット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ SDGs 北米クレジット マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年9月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	107,598,841
金銭信託	162,797
コール・ローン	12,686,405
社債券	10,938,511,208
派生商品評価勘定	798,045
未収利息	104,972,211
前払費用	9,249,702
差入委託証拠金	88,551,360
流動資産合計	<u>11,262,530,569</u>
資産合計	<u>11,262,530,569</u>
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,314,763
未払解約金	364,832
その他未払費用	62
流動負債合計	<u>1,679,657</u>
負債合計	<u>1,679,657</u>
純資産の部	
元本等	
元本	9,309,985,147
剰余金	
剰余金又は欠損金（）	1,950,865,765
元本等合計	<u>11,260,850,912</u>
純資産合計	<u>11,260,850,912</u>
負債純資産合計	<u>11,262,530,569</u>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年9月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,273,534,528円
同期中追加設定元本額	311,924,728円
同期中一部解約元本額	1,275,474,109円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイSDGs北米クレジットファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	6,530,605,217円
ニッセイSDGs北米クレジットファンド（為替ヘッジあり）（非課税適格機関投資家限定）	2,644,807,303円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	15,994,289円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	85,249,830円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	8,341,243円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	24,987,265円
計	9,309,985,147円
2. 受益権の総数	9,309,985,147口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年9月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

債券関連

種類	2023年9月15日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち	1年超	
市場取引			
先物取引			
売建	1,090,786,077	-	1,090,036,456
買建	827,532,385	-	826,266,045
合計	1,918,318,462	-	1,916,302,501
			516,719

(注) 債券先物取引

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によってあります。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年9月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2095円 (12,095円)

ニッセイ S D G s 欧州クレジット マザーファンド
貸借対照表

(単位 : 円)

2023年9月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	211,353,338
金銭信託	1,036,312
コール・ローン	80,757,526
特殊債券	846,088,109
社債券	16,261,471,688
未収利息	212,941,804
前払費用	10,403,682
流動資産合計	<u>17,624,052,459</u>
資産合計	<u>17,624,052,459</u>
負債の部	
流動負債	
未払解約金	328,870
その他未払費用	79
流動負債合計	<u>328,949</u>
負債合計	<u>328,949</u>
純資産の部	
元本等	
元本	15,328,861,106
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,294,862,404
元本等合計	<u>17,623,723,510</u>
純資産合計	<u>17,623,723,510</u>
負債純資産合計	<u>17,624,052,459</u>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年3月16日 至 2023年9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年9月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,103,886,631円
同期中追加設定元本額	227,589,216円
同期中一部解約元本額	2,002,614,741円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイSDGs欧州クレジットファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	11,046,979,418円
ニッセイSDGs欧州クレジットファンド（為替ヘッジあり）（非課税適格機関投資家限定）	4,213,141,755円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	8,170,381円
ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	43,546,031円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	4,260,225円
ニッセイSDGsインカムファンド（予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	12,763,296円
計	15,328,861,106円
2. 受益権の総数	15,328,861,106口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年9月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年9月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1497円 (11,497円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）

2023年9月29日現在

資産総額	28,530,945円
負債総額	374,995円
純資産総額（ - ）	28,155,950円
発行済数量	35,408,768口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7952円

ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）

2023年9月29日現在

資産総額	182,560,283円
負債総額	54,031円
純資産総額（ - ）	182,506,252円
発行済数量	168,409,283口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0837円

（参考）

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

資産総額	11,257,750,363円
負債総額	3,069,303円
純資産総額（ - ）	11,254,681,060円
発行済数量	9,321,997,452口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2073円

ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド

2023年9月29日現在

資産総額	17,420,415,363円
負債総額	216,941円
純資産総額（ - ）	17,420,198,422円
発行済数量	15,329,433,709口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1364円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年9月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門を中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年9月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 (単位：億円)
追加型株式投資信託	420	74,408
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	109	19,328
単位型公社債投資信託	0	0
合計	529	93,737

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	38,492,350	31,522,565
有価証券	6,249,635	5,099,877
前払費用	763,755	595,955
未収委託者報酬	6,157,565	5,813,921
未収運用受託報酬	3,219,400	3,456,007
未収投資助言報酬	265,131	259,830
その他	8,403	18,700
流動資産合計	55,156,243	46,766,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	150,311
車両	1	968
器具備品	1	103,050
有形固定資産合計	254,330	243,554
無形固定資産		
ソフトウェア		1,840,943
ソフトウェア仮勘定		577,731
その他		8,013
無形固定資産合計		2,426,688
投資その他の資産		
投資有価証券		30,679,401
関係会社株式		66,222
長期前払費用		10,629
差入保証金		374,819
繰延税金資産		1,413,142
その他		10,305
投資その他の資産合計		32,554,521
固定資産合計		35,235,540
資産合計		90,391,783
		37,635,584
		66,222
		11,881
		367,613
		1,600,306
		10,037
		39,691,645
		42,944,413
		89,711,272

負債の部

流動負債

預り金	51,241	53,649
未払収益分配金	8,706	7,080
未払手数料	2	2,315,345
未払運用委託報酬	2	1,728,950
未払投資助言報酬	2	828,040
その他未払金	2	4,619,477
未払費用	2	134,086
未払法人税等		611,046
未払消費税等		349,108
賞与引当金		1,227,440
その他		93,579
流動負債合計	11,967,023	10,986,194

固定負債

退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
役員退職慰労引当金	16,750	16,150
固定負債合計	2,440,039	2,418,464
負債合計	14,407,063	13,404,658

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	56,866,270	57,905,876
利益剰余金合計	57,546,077	58,585,683
株主資本合計	75,827,917	76,867,523

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	348,871	254,732
繰延ヘッジ損益	192,067	306,177
評価・換算差額等合計	156,803	560,910
純資産合計	75,984,720	76,306,613
負債・純資産合計	90,391,783	89,711,272

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	-	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666

受取配当金	1	83,809	1	191,353
為替差益		27,680		22,628
その他営業外収益		19,955		20,449
営業外収益計		136,927		251,049
営業外費用				
控除対象外消費税		20,188		5,712
その他営業外費用		404		314
営業外費用計		20,592		6,026
経常利益		15,764,885		14,242,004
特別利益				
投資有価証券売却益		18,927		97,919
投資有価証券償還益		510,138		45,181
特別利益計		529,065		143,100
特別損失				
投資有価証券売却損		7,280		73,703
投資有価証券償還損		50,697		71,887
固定資産除却損	2	132	2	1,757
事故損失賠償金	3	9,883	3	2,015
特別損失計		67,993		149,364
税引前当期純利益		16,225,956		14,235,739
法人税、住民税及び事業税		4,940,051		4,112,329
法人税等調整額		24,895		74,919
法人税等合計		4,964,946		4,187,249
当期純利益		11,261,009		10,048,489

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月 1 日 至2022年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計				
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197			
当期変動額													
剩余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	9,440,289	9,440,289	9,440,289		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	11,261,009	11,261,009	11,261,009		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	1,820,719	1,820,719	1,820,719		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,242,655	97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剩余金の配当	-	-	-	9,440,289
当期純利益	-	-	-	11,261,009
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	893,783	94,862	988,646	988,646
当期変動額合計	893,783	94,862	988,646	832,073
当期末残高	348,871	192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本										株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917	
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	9,008,883	9,008,883	9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	348,871	192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	603,603	114,109	717,713	717,713
当期変動額合計	603,603	114,109	717,713	321,892
当期末残高	254,732	306,177	560,910	76,306,613

注記事項

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 . デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3 . 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
4 . 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

5．収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>投資信託委託業務</p> <p>投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。</p> <p>委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>投資運用業務</p> <p>投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行ております。</p> <p>運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>投資助言業務</p> <p>投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。</p> <p>投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7．ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 <p>ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

2. 前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものとの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
受取配当金	42,069千円	174,180千円

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	-	8
計	132	1,757

3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っています。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれてありません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	-
資産計	36,929,036	36,918,956	10,080
デリバティブ取引（ ヘッジ会計が適用され ているもの	73,870	73,870	-
デリバティブ取引計	73,870	73,870	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(単位：千円)

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	-
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	24,321	24,321	-
デリバティブ取引計	24,321	24,321	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については - で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	66,222

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	19,610,019	-	19,610,019
デリバティブ取引()				
為替予約	-	73,870	-	73,870
合計	-	19,536,149	-	19,536,149

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	19,289,693	-	19,289,693
デリバティブ取引()				
為替予約	-	24,321	-	24,321
合計	-	19,265,372	-	19,265,372

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	17,308,937	-	17,308,937
合計	-	17,308,937	-	17,308,937

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	23,460,731	-	23,460,731
合計	-	23,460,731	-	23,460,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	38,492,350	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	31,522,565	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

(注) 投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	11,163
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		12,419,810	12,408,647	11,163
合計		17,319,017	17,308,937	10,080

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	13,914
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		9,990,000	9,976,086	13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	9,597,996	10,017,000	419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	12,511,082	13,413,000	901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	901,917
合計		19,289,693	19,749,999	460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,264,288	-	73,870
合計			1,264,288	-	73,870

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	24,321
合計			1,129,663	-	24,321

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	51,020
退職給付の支払額	58,809	318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	1,342	1,081
その他	4,869	2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.35 %	0.66 %

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842 千円	320,663 千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	1,808	12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至2023年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務（注）	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
計	47,927,445	47,323,959

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
1 株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

<変更前>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

<変更後>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（略）

（役付取締役）

- 第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定する。
2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。

（取締役会）

- 第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（略）

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2023年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2023年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(資本金の額：2023年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
九州FG証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307	
株式会社千葉銀行	145,069	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することができます。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することができます。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することができます。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。

なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

- (4) 目論見書に以下の内容を記載することができます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することができます。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載することができます。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 横口誠之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）の2022年3月16日から2023年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）の2023年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）の2022年3月16日から2023年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）の2023年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）の2023年3月16日から2023年9月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）の2023年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月16日から2023年9月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本
は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2 . X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月13日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）の2023年3月16日から2023年9月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイSDGsインカムファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）の2023年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月16日から2023年9月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本
は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2 . X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。